

令和 7 年度 西区認知症あんしん検診事業
業務委託仕様書

1. 業務委託に関する基本事項

- (1) 業務名 令和 7 年度 西区認知症あんしん検診事業
- (2) 契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2. 業務の目的

本市の高齢化率は約 3 0 %の超高齢社会にあり、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けられるよう、まちづくりを進めている。

西区においても、誰もが認知症になる可能性がある状況の中、認知症に対する意識の醸成を行い、認知症予防（認知症になるのを遅らせること、認知症になっても進行を緩やかにすること）を行うと同時に、認知症の方やその家族の方が、地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを行うことが必要である。

こうした背景により、本業務では、西区において「区民の認知症予防への意識向上」及び「区民が認知症への理解を深め、共生できる環境づくり」を目的とし、「認知機能検査」及び「認知症予防セミナー」を実施する。

3. 事業内容

(1) 対象者

認知機能検査：西区に居住する 6 5 歳以上の者、かつ、これまでに医療機関で認知症の診断を受けたことのない者。

認知症予防セミナー：西区に居住している者。

(2) 事業期間

認知機能検査及び認知症予防セミナーの開催...概ね令和 7 年 9 月～令和 8 年 2 月

(3) 実施内容

申込み者に対し、以下の①②を実施する。なお、申込み受け付けは受託者が実施する。

①認知機能検査

- ・会場 受託者が用意した会場
- ・実施頻度 週 2 回程度（土日・祝日を除く）

②認知症予防セミナー

- ・会場 西区内の公共施設など
施設の利用許可申請及び使用料免除申請は西区が行う。
- ・開催頻度 1 か月に 1 回程度で実施

なお、①②に係る具体的な実施内容は（4）事業計画書で提案するものとする。

(4) 事業計画（認知機能検査および認知症予防セミナー）の提案

下記の項目を盛り込んだ事業計画を提案すること。（任意様式）

- ①事業の趣旨
- ②具体的な実施方法
- ③事業報告内容
- ④事業担当（具体的な事業体制）
- ⑤上記項目以外の提案内容（任意）

(5) 検診費用

検診及びセミナー参加に係る申込み者の自己負担金は無料とする。

(6) 事業報告書の提出

受託者は事業申込者、参加者数を月ごとに報告するとともに、令和8年3月末までに、以下の内容を記載した事業報告書および認知機能検査、セミナー参加者リストを西区健康福祉課へ提出する。

- ① 認知機能検査の結果
- ② 認知機能検査後の認知症または MCI の診断を受けた方を対象とした追跡調査結果
- ③ 認知症予防セミナー受講者へのアンケート調査結果

4. 留意事項

- ・西区は区だより等により区民への周知を行う。
- ・受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、市と協議の上、予め、書面による承諾を得た場合は業務の一部を委託することを可とする。
- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱うこと。